

通所介護相当サービス

I 概 要

居宅の要支援者及び事業対象者を、介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等に合わせ、介護予防サービス計画等で定める期間にわたり、日常生活上の世話（「入浴、排せつ、食事等の介護」、「生活等に関する相談及び助言」、「健康状態の確認」等）及び機能訓練を行うもの

○通所介護及び地域密着型通所介護と通所介護相当サービスは、同一の事業所において一体的に運営することができます。

II 指 定 基 準

1 人員基準

従業者		
生活相談員	・ サービス提供時間数に応じて専従 1 以上	いずれか常勤 1 人以上
介護職員	・ 単位ごとにサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間、常時 1 名以上確保 ・ サービス提供時間数に応じて専従 ・ 利用者の数 15 人までは 1 名以上。 16 人以上の場合は、15 人を超える部分の利用者の数を 5 で除した数に 1 を加えた数以上	
看護職員	・ 専従 1 以上	
機能訓練指導員	・ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を 1 以上	
管理者	・ 常勤、原則として専従	

※利用定員が 10 人以下の場合には、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができます。

《留意事項》

【生活相談員】

生活相談員の資格等要件

資格等要件	備考
① 大学等において、大臣が指定する社会福祉に関する科目を修了した者	「社会福祉主事の資格に関する科目指定（S25 告示 226）」を参照
② 大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者	「社会福祉主事養成機関等指定規則（H12 省令 53）」を参照
③ 大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者	※実際には行われていない
④ ①～③と同等以上の能力を有すると認められる以下の者 ア 社会福祉士 イ 精神保健福祉士	
⑤ 社会福祉施設等に勤務し、又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	ア 介護支援専門員 イ 介護福祉士 ウ 申請法人（事業者）が開設する社会福祉施設等で3年以上かつ540日以上介護業務に従事した実績があり、事業者が生活相談員の能力を有すると認める者 ※「社会福祉施設等」の範囲 ア 社会福祉法（S26 法律第 45）第 2 条による第 1 種社会福祉事業（社会福祉施設）及び第 2 種社会福祉事業に係る施設等 イ 病院、診療所、介護保険施設、有料老人ホーム

生活相談員については、次の計算式のとおり、サービス提供日ごとに、単位数にかかわらず提供時間数（事業所におけるサービス提供開始時間から終了時間まで）に応じた配置が必要です。

$$\text{サービス提供時間内に勤務する時間数の合計} \div \text{提供時間数} \geq 1$$

【介護職員】

介護職員については、次の計算式のとおり単位ごとに、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）に応じた配置が必要です。

利用者 15 人まで

$$\text{単位ごとに確保すべき勤務延時間数} = \text{平均提供時間数}$$

利用者 16 人以上

$$\text{単位ごとに確保すべき勤務延時間数} = ((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$$

【看護職員】

看護職員（看護師又は准看護師）は、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供時間帯を通じてその指定事業所と密接かつ適切な連携を図る必要があります。

なお、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されている

ものとして取り扱うことができます。

【機能訓練指導員】

「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者です。

ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、その指定事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。

また、その指定事業所の他の職務に従事することができます。

【管理者】

指定事業所の管理上支障がない場合には、その指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

【単位】

次のような場合は2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。

- ア 同時に一定の距離を置いた2つの場所で指定事業が行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
- イ 午前と午後とで別の利用者に対して指定事業を提供する場合

*利用者ごとに策定した介護予防サービス計画に位置づけられた内容の指定事業が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定事業を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となります。

【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

【常勤】

勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業者の勤務時間（週32時間を下回る場合は32時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3法律76）に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことができます。

同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなされます。

2 設備基準

区 分	通所介護相当サービス
食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要な広さ ・合計面積 利用定員×3㎡ 以上 ・食事の提供、機能訓練を行う際、それぞれ支障がない広さを確保できる場合は同一の場所でも可
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容が漏えいしないよう遮へい物の設置等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・静養室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備及び備品等

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を確保するため、狭い部屋を多数設置することは、原則として認められません。

3 運営基準

運営に当たっての主な基準です。

区 分	基 準
重要事項の説明	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
利用料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護相当サービスの利用料（介護報酬の1割又は2割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 4 食事の提供に要する費用 6 おむつ代 7 その他日常生活費
(介護予防・療養)通所介護計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること（介護予防サービス・支援計画の内容に沿って）。 2 介護予防通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 3 介護予防通所介護計画は利用者に交付すること。 4 介護予防通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。 5 介護予防サービス・支援計画を作成しているケアマネジャーから介護予防通所介護計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
緊急時の対応	利用者の病状が急変した場合等には、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じること。

運 営 規 程	<p>事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 利用定員 5 指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 その他運営に関する重要事項
定 員 の 遵 守	<p>災害等のやむを得ない事情がない場合には、利用定員を超えてのサービス提供をしないこと。</p>
勤 務 体 制 の 確 保	<p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間等を明確にすること。</p>
非 常 災 害 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて、非常災害に対する具体的な計画を立てること。 2 非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導體制を整備すること 3 非常災害に対する計画、体制について、従業者へ定期的に周知すること 4 避難、救出等の訓練を定期的を実施すること 5 訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること 6 従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めること 7 非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること
苦 情 処 理 体 制	<p>利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じること。</p>
事 故 対 応	<p>事故が発生した場合には、市、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じること。</p>
記 録 の 整 備	<p>介護予防通所介護計画等利用者に対する指定事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。</p>

4 その他

指定事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施する事業所は、サービス提供開始前の届出、宿泊サービス中の事故報告等が必要となります。

Ⅲ 費用に係る基準等

1 施設等の区分

区 分	利 用 者 の 数
通常規模型	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内の事業所であること。
大規模型（Ⅰ）	通常規模型に該当しない事業所であり、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人以内の事業所であること。
大規模型（Ⅱ）	通常規模型、大規模型（Ⅰ）に該当しない事業所であること。

《 留 意 事 項 》

【事業所規模による区分の取り扱い】

新たに事業を開始した事業者の平均利用延人員数は、届け出た事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数となります。

2 減算

(1) 次の減算基準に該当する場合の費用は、所定単位数の70%となります。

◇ 定員超過

所定単位数の減算基準	減算適用時期
月平均の利用者の数が利用定員を超えた場合	翌月の全利用日

◇ 人員基準欠如

所定単位数の減算基準	減算適用時期
月平均で看護職員または介護職員の員数の基準を満たしていない場合	①1割を超えて減少 →翌月から解消月まで ②1割の範囲内で減少→翌々月から解消月まで (翌月末日に基準を満たしていれば適用しない)

(2) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行った場合には、通所型サービス1は376単位が、通所型サービス2は752単位が減算されます（傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。）。

3 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員処遇改善加算届出書等の提出が必要です。